

6月1日以降の伊那市における「施設利用及びイベント等実施方針」

令和2年5月27日策定

長野県の区分	緊急事態措置の対象とならない都道府県
1 施設の利用	<p>(1) 次のいずれかに該当する場合は施設の利用は不可とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密閉された空間において、大声での発生、歌唱または声援を伴う場合（業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿った対策を講じたものは除く） ・人との間隔が十分確保できない場合 ・発熱、風邪等の症状がある場合 <p>(2) (1) のいずれにも該当しない場合は、施設利用に応じて次の感染予防対策を「利用者」が行ったうえで利用可能とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用 ・こまめな手洗い及び手指消毒の実施 ・用具類の個人持ち込み ・人と人のはできるだけ2 m、前後に並んで歩く場合は5 m程度、前後に並んで走る場合は10m程度の距離を確保
2 イベント等の実施	<p>(1) 次のいずれかに該当するイベント等は中止又は延期とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「屋内」100人を超え又は収容定員の50%を超える参加者のあるもの、「屋外」200人を超える参加者のあるもの ・「3密」が回避できないもの ・密閉された空間において、大声での発生、歌唱または声援を伴うもの（業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿った対策を講じたものは除く） ・人との間隔が十分確保できない場合 <p>※ただし、別紙「伊那市における目安」をもとに、今後の経過により、段階的に解除していく</p> <p>(2) (1) のいずれにも該当しない場合は、イベント等の内容に応じて次の感染症対策を「主催者」が行ったうえで実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱、風邪等の症状がある者への参加自粛要請（HP、看板、張り紙等による呼びかけ） ・手指消毒剤等の設置 ・共有する物品又は設備の消毒、個人で持ち込み可能な用具の持参の呼びかけ ・人と人のはできるだけ2 m、前後に並んで歩く場合は5 m程度、前後に並んで走る場合は10m程度の距離を確保 <p>これらの距離の確保が困難な場合は、実施にあたり慎重な対応を要する</p>